

## 高松市から「一般廃棄物処理手数料改定」のお知らせです

# 令和6年4月1日から 一般廃棄物処理手数料を改定します。

可燃ごみなどの一般廃棄物を、許可業者に委託する又は自ら持ち込んで本市のごみ処理施設（南部クリーンセンター、西部クリーンセンター）で処理する場合にご負担していただく「処理手数料」を、令和6年4月1日から改定します。

### 改定後の料金

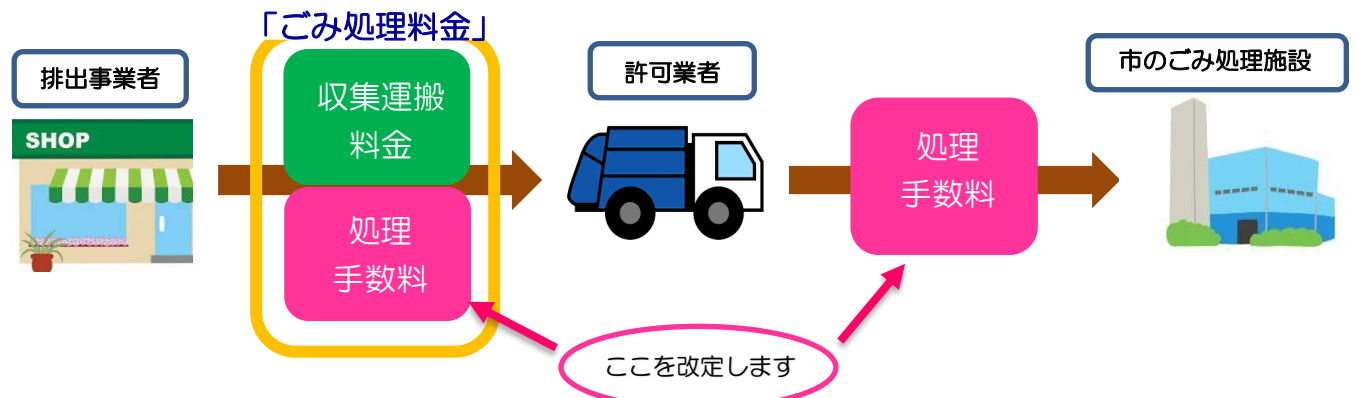
区分	重さ	改定前	改定後
・燃やせるごみ ・破碎ごみ	100kgまでのもの	1,620円	1,700円
	100kgを超えるもの	1,620円に 20kgまでごとに 320円を加算	1,700円に 20kgまでごとに 340円を加算

※南部クリーンセンターに「缶・びん・ペットボトル」として分別し搬入されるものについては、料金の変更はありません。（100kgまでのものは1,200円、100kgを超えるものは20kgまでごとに240円を加算します。）

### 処理手数料とは

本市のごみ処理施設で一般廃棄物を受け入れる際にいただいている手数料です。

排出事業者の皆様がごみの収集運搬を許可業者に委託する場合に支払う「ごみ処理料金」は、「収集運搬料金」と、市に支払う「処理手数料」から成り立っていますが、今回改定されるのは、「処理手数料」です。排出事業者の皆様には、適正な料金負担についてご理解とご協力をお願いいたします。





## 手数料改定の Q&A

### Q. なぜ処理手数料を改定するのですか？

A. 処理手数料は、本市のごみ処理施設でごみを処理する際に発生する費用について、排出者責任、受益者負担の観点から、排出事業者の皆様にご負担をいただいているものです。

この費用が増加し、現在いただいている処理手数料額との格差が広がっていることから、今回、改定を行いました。(消費税率の引き上げに伴う改定を除くと、6年ぶりの改定となります。)

### Q. 許可業者にごみの収集運搬を委託していますが、どう影響するのですか？

A. 排出事業者の皆様がごみの収集運搬を許可業者に委託する場合に支払う「ごみ処理料金」は、「収集運搬料金」と、市に支払う「処理手数料」から成り立っています。今回の「処理手数料」の改定後の「ごみ処理料金」については、現在ご契約なさっている許可業者にお尋ねください。



## 事業系ごみとは

